

安全保障理事会決議 2050 (2012)

2012年6月12日、安全保障理事会第6783回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 825 (1993)、決議 1540 (2004)、決議 1695 (2006)、決議 1718 (2006)、決議 1874 (2009)、決議 1887 (2009)、決議 1928 (2010) および 1985 (2011) を含む、安保理の従前の関連諸決議、並びに 2006年10月6日 (S/PRST/2006/41)、2009年4月13日 (S/PRST/2009/7) および 2012年4月16日 (S/PRST/2012/13) の安保理議長諸声明を想起し、

委員会の指示の下にある、決議 1874 (2009) の第 26 項に従った、同項により規定された任務を遂行する、専門家パネルの創設を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に従って事務総長により任命された専門家パネルによる 2011年11月12日の中間報告および同パネルによる 2012年5月12日の最終報告書 (S/2012/422) を想起し、

制裁の一般的問題に関する安全保障理事会の非公式作業グループの報告書 (S/2006/997) に含まれた制裁監視制度の報告書のための方法論的基準を想起し、

これに関連して、決議 1874 (2009) の第 26 項に特定された、専門家パネルの職務権限に従った、信頼の置ける、事実に基づく、独立した評価、分析および勧告の重要性を強調し、

核、化学および生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章の第 41 条にもとづいて行動して、

1. 決議 1874 (2009) の第 26 項に特定された、専門家パネルの職務権限を 2013年7月12日まで延長することを決定し、遅くとも 2013年6月12日までにその職務権限を再検討しまた更なる延長に関して適切な行動をとる安保理の意図を表明し、そして事務総長に対し、この趣旨で必要な行政的措置を講じることを要請する。
2. 専門家パネルに対し、その活動に関する中間報告を遅くとも 2012年11月12日までに委員会に提供することを要請し、また委員会との討議の後に、専門家パネルが 2012年12月12日までにその中間報告を安保理に提出することを更に要請し、そしてその職務権限が終了する遅くとも 30 日前までにその見解と勧告を伴った委員会に対する最終報告もまた要請し、また委員会との討議の後に、専門家パネルがパネルの職務権限の終了についてのその最終報告を安保理に提出することを更に要請する。

3. 専門家パネルに対し、同パネルの再任後遅くとも 30 日までに計画された作業計画を委員会に提供することを要請し、委員会に対し、この作業計画についての定期的な議論に関与することおよびパネルの活動についてパネルと定期的に関わり合うことを奨励し、そして専門家パネルに対し、この作業計画に対するあらゆる最新情報を委員会に提供することを更に要請する。
4. パネルの活動をフォローし続ける安保理の意図を表明する。
5. 全ての国家、関連する国際連合機関および他の関係当事者に対し、とりわけ決議 1718 (2006) と決議 1874 (2009) により課せられた措置の履行について任意であらゆる情報を提供することにより、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会並びに専門家パネルと、十分に協力することを促す。
6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。